

指名の方法の運用基準(第2条関係)

(平成30年4月1日改正)

指名基準項目	運 用 基 準
1 選定順位	<p>選定に際しての順位は、原則として次によるものとする。</p> <p>A等級工事</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) A等級に格付けされた市内業者 (2) B等級に格付けされた市内業者 (3) A等級に格付けされた準市内業者 (4) A等級に格付けされた市外業者 <p>B等級工事</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) B等級に格付けされた市内業者 (2) A等級に格付けされた市内業者 (3) C等級に格付けされた市内業者 (4) B等級に格付けされた準市内業者 (5) B等級に格付けされた市外業者 <p>C等級工事</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) C等級に格付けされた市内業者 (2) B等級に格付けされた市内業者 (3) D等級に格付けされた市内業者 (4) A等級に格付けされた市内業者 (5) C等級に格付けされた準市内業者 (6) C等級に格付けされた市外業者 <p>D等級工事</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) D等級に格付けされた市内業者 (2) C等級に格付けされた市内業者 (3) B等級に格付けされた市内業者 (4) A等級に格付けされた市内業者 (5) D等級に格付けされた準市内業者 (6) D等級に格付けされた市外業者

2 不誠実な行為の有無その他の信用状態	(1) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制、下請施工の管理等について、関係行政機関等からの情報があり元請業者として不相当であると認められる者 (2) 経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下がなく契約不履行の恐れがない者
3 工事成績	工事成績が不良でない者
4 当該工事施工についての技術的適性	当該工事と同種の工事で経験を有する者（施工実績の状況）又は当該工事施行について、技術的適性を有すると認められる者
5 工事の手持ちの状況	手持ち工事からみて施行能力がある者（技術者数及び当該工事と同種工事の手持ち工事量からみた当該工事の施行能力）
6 工事の契約高の状況	年間平均工事完成高 (原則として、発注工事と同等の業種別工事完成高がある者)
7 指名件数	指名時における市発注工事に係る当該年度の指名件数
8 技術者及び機械器具の保有	(1) 技術者の資格及び人員（発注予定工事種別ごとに当該工事を施行するに足りる有資格技術者の確保の状況） (2) 特殊な技術、機械器具を必要とする場合は、それらの保有状況
9 登録希望順位	競争入札参加資格審査申請書に記載した登録を希望する種類の順位（原則として、第1希望を優先）
10 既に市の発注する工事を施工しているものの取扱い	指名に際し、当該指名に係る工事の施工にあたり、建設業法上、専任の監理技術者又は主任技術者が必要とされる場合、複数の当該必要技術者を有しない業者で既に発注する工事を施工しているものについては、当該指名に係る工事の着工予定時点において、施工中の工事の完成が確実な場合以外は、当該業者を指名しないものとする。